

独立行政法人 国際協力機構（JICA）

建築・設備等請負工事実施要領

（業務仕様書補足資料）

2020.10.5

建築・設備等請負工事実施要領（業務仕様書補足資料）の作成にあたって

公共建物は、従来から社会的ニーズを基に策定された技術基準により、設計の品質向上が図られ、適正な工事監理で良質な品質が確保されてきた。現在の社会環境と多様化の時代にあって、人々の集いに関わる建物や構築物等は、安全性・耐久性を含む、より一層の品質確保は基より、建築業務としての法令遵守・セキュリティ、効率化等も重要性が増している。

本「建築請負工事実施要領（業務仕様書補足資料）（以下「実施要領」という。）は、独立行政法人 国際協力機構（以下「JICA」という。）が発注する設計・工事監理業務委託を対象としない、単一で比較的小規模な建築工事、電気設備工事および機械設備工事等をイメージして作成している。

本実施要領は、受注者が建築請負工事として実施するにあたり、業務仕様書に記載されていない特記事項を示したものであり、その方針と方法のほか管理のあり方や安全管理について記載している。

工事請負者は、本実施要領及び本工事の適用図書である共通仕様書等を遵守し、JICA 工事担当職員と連携・協力しながら、より一層の品質確保と安全に留意し、円滑に工事を実施しなければならない。

建築・設備等請負工事実施要領

制改定の履歴

制改定年月日	版数	記 事
2017年4月1日	1	制定
2020年10月5日	1	制定

目 次

特記事項	1
------	---

1 章 各章共通事項	1
1.1 共通事項	1
1.1.1 適正範囲	2
1.1.2 用語の定義	2
1.1.3 官公署その他への届出手続等	2
1.1.14 設計変更	2
1.2 工事関係図書	2
1.2.2 施工計画書	2
1.2.4 工事の記録	3
1.3 工事現場管理	4
1.3.11 発生材の処理等	4
1.3.14 既存部分等への処置	4
1.4 材料	4
1.4.2 材料の品質等	4
1.7 完成図書	4
1.7.1 完成時の提出図書	4
1.7.3 保全に関する資料	5
1.7.4 その他の資料	5
1.7.5 現況原図の修正と提出	6
1.7.6 ぶら下がり図の修正と提出	6
1.7.7 設備機器一覧表の修正と提出	6
1.7.8 工事概要シートの提出	7

2 章 仮設工事	7
2.2 縄張り、遣方、足場その他	7
2.2.1 敷地の状況確認及び縄張り	7
2.2.4 足場その他	7
2.4 仮設物撤去その他	7
2.4.1 仮設物撤去その他	7

2 4 章 安全管理（本章全文追加）	7
24.1 安全管理	8

24.2	仮設計画書	9
24.3	仮設計画のチェックポイント	10
24.4	工事中の安全対策・防火対策	11
24.4.1	安全対策	11
24.4.2	防火対策	11
24.4.3	工事中の避難措置	11

別紙1「工事概要シート」

特記事項

実施する該当工事の共通仕様書に、下記以降の内容を特記事項として追記・追加して適用する。

1. 追記・追加する項目番号（章、節、項番）は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」の項目番号を示す。
2. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」にない項目・番号は、本工事において新たに追加した項目・番号を示す。
3. 本補足資料に記載の「1章一般共通事項」「2章仮設工事」「24章（追加）安全管理」の各章は、電気設備工事、機械設備工事においても適用する。

1章 各章共通事項

1節 共通事項

1.1.1

一般事項

(追記)

(5) 適用図書類

JICAが発注する施設等の建築工事、電気設備工事または機械設備工事等で、業務仕様書に記されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記図書類を適用するほか、法令、規格、建築学会諸基準・土木学会示方書等契約時の最新版とする。

*国土交通省大臣官房官庁営繕部監修図書

- ①公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ②公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ③建築工事標準詳細図（本設計図書における「標準詳細図」とする。）
- ④公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ⑤公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ⑥公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ⑦公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ⑧公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ⑨公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ⑩工事写真の撮り方（建築編・建築設備編）
- ⑪建築保全業務共通仕様書
- ⑫建築物解体工事共通仕様書

- (6) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)及び公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)は、建築物の新築、増築並びに模様替・修繕工事に係る建築工事に適用する。電気設備工事および機械設備工事についても同様に適用する。また、全ての設計図書は相互に補完するものとする。

1.1.2

用語の定義

(追記)

本実施要領に関連して用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(ネ) 工事担当職員

受注者又は管理技術者に対する指示、承諾、又は協議の職務等を行うものをいう。(JICA 工事担当者をいう。)

(ノ) 検査職員

設計・工事監理業務に基づき、請負工事の完了検査及び部分払の請求に係る出来方部分の確認を行う者で、発注者が定めた者をいう。(JICA 検査担当者をいう。)

(ハ) 業務仕様書

工事担当職員が入札説明書に記載し、工事概要説明用として作成する仕様書をいう。

(ヒ) 標準仕様書 (共通仕様書)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書で、汎用性も高く書籍として販売され、国内の一般建築工事において標準仕様書として広く適用されている仕様書をいう。

1.1.3

官公署その他への届出手続

(追記)

(4) 工事にあたり、必要な官公署その他への手続きは遅滞なく行い、これに要する等切の費用は請負者の負担とする。(給水加入金、排水負担金、湧水処理料等含む)

1.1.14

設計変更

(追加)

発注者から着工後の工程追加等の指示を受領した場合、追加工程に関する見積書を工事担当職員に提出し、工程着手等の指示を受ける。

2 節 工事関係図書

1.2.2

施工計画書

(追記)

(6) 実施工事で該当する工事工程がある場合、工事担当職員の指示により必要に応じて提出する施工計画書・要領書は下記による。

また、各工事の製品検査要領書・報告書についても同様に提出する。

工 程	項 目
1 仮設工事	仮設計画書
2 鉄筋工事	鉄筋工事施工計画書・要領書
3 コンクリート工事	コンクリート工事施工計画書・要領書
4 コンクリートブロック、ALCパ ネル、押出成形セメント板	各工事施工計画書
5 防水工事	防水工事施工計画書
6 石工事	石工事施工計画書
7 タイル工事	タイル工事施工計画書
8 木工事	木工事施工計画書
9 屋根及び樋工事	屋根及び樋工事施工計画書
10 金属工事	金属工事施工計画書
11 左官工事	左官工事施工計画書
12 建具工事	建具工事施工計画書
13 塗装工事	塗装工事施工計画書
14 内装工事	内装工事施工計画書
15 エント及びその他工事	エント及びその他工事施工計画書
16 排水工事	排水工事施工計画書
17 植栽及び屋上緑化工事	植栽及び屋上緑化工事施工計画書
18 撤去工事	撤去工事施工計画書 外構撤去施工計画書
19 その他	安全対策計画書 停電作業計画書

1.2.4

工事の記録

(追記)

(5) 工事記録写真

- ① 工事記録写真（工事着手前・工事中）は、日付入り印刷で提出する。
- ② 工事写真の撮り方は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修：工事写真の撮り方（建築編・建築設備編）による。
- ③ 撮影に使用する撮影器具等はデジタルカメラとする。なお、工事担当職員と協議のうえ、フィルムカメラも使用出来る。
撮影後、データプリント又はフィルム現像を速やかに行い、工事用アルバム等に整理する。
- ④ 工事用アルバムは、原則、A4サイズの用紙にサービス版程度を基準にした数枚の写真をプリントする。アルバムの体裁・印字方法・枚数等は工事担当職員の指示による。

3節 工事現場管理

1.3.11

発生材の処理
等

(追記) (2)

- (カ) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は工事担当職員と協議する。
- (キ) 発生材のうち、現場にて再利用・再生資源化を図る場合は工事担当職員と協議する。
- (ク) 排出事業者として保管対象のマニフェストの写し及び所定の報告書を完成検査時に工事担当職員に提出する。

1.3.14

既存部分等へ
の処置

(追加)

改修、部分撤去など、既存建物に係る工事の場合、既存建物の下地及び仕上げの補修等は、必要最小限の範囲に留める。その補修方法は、本工事の当該工事又は既存建物部分に倣い施工する。仕上げ材等が新旧材料と取合いとなる部分についても同様とする。

4節 材料

1.4.2

材料の品質等

(追記)

- (h) 材料並びにその製造、販売及び施工業者は、特記されたもの又はこれと同等品以上のものを使用する。
ただし、同等品以上のもの及び指定のないものを用いる場合は、見本、材質、性能、施工要領について工事担当職員の承諾を得る。

7節 完成図等

1.7.1

完成時の提出
図書

(追記) (3)

実施工事で該当する工事工程がある場合、完成時に提出する完成写真は下記による。

(ア) 完成写真 2部

- ・完成写真は工事前後を同一アングルにて撮影し、対比して整理する。
- ・現況及び完成写真は日付入りとする。
- ・デジタルデータは完成写真帳 (EXCEL) にまとめたものとする。

1.7.3

保全に関する
資料

(追記) (3)

(ア) 実施工事で該当する工事工程がある場合、提出する「保全に関する資料」は下記による。

資料名	提出部数
建築物等の利用に関する説明書	2部
機器取扱い説明書	2部
機器性能試験成績書	2部
官公庁届出書類	2部
主要な材料・機器一覧表等	2部

(イ) 上記 (ア) の提出時に、工事担当職員に内容の説明を行うと共に、現地常駐の維持管理会社にも取扱い説明を確実に実施する。

1.7.4

その他の資料

(追加)

(1) 実施工事で下記の完成引継品が発生した場合は、品名、数量等のリストを作成のうえ提出する。

品名	備考
予備錠	
キーボックス	
ドアチェック用調整用具	取扱説明書とも
フロアヒンジ用調整用具	取扱説明書とも

(2) 実施工事で発生した際の、その他の提出書類は下記によるほか、工事担当職員の指示による。

1. 着工時	
現場代理人事前届	実施工程表
工事施工編成書（現場組織表）	施工体制台帳
現場員編成書（経歴書添付）	施工体系図
総合施工計画書	資格者資格証（写）
2. 工事中	
工事報告書（月報）	工種別施工計画書
下請協力業者採用届	月間工程表
主要資材製造業者採用届	週間工程表
各種試験結果報告書	その他 _____

3. 完成時	
完成写真 1.7.1 項による 予備品及びリスト 錠引渡書及びリスト 諸官庁出願申請書及び検査済証	関連業者一覧表及び主要資材メーカーリスト(各種保証書を含む) 設備工事各種試験成績一覧表 緊急連絡先一覧表

1.7.5

現況原図の修正と提出

(追加) (JICA 保管図面)

JICA 所有建物の現況原図を常に最新化することを目的に、工事請負者は、当該工事によって変更となった各階平面図、外構図、配置図等を修正して工事完了時に提出する。

i 修正する電子データは下記とし、JICA で貸与する。

■ AUTO CAD □ その他 ()

ii 修正後、下記として提出する。

① 修正した電子データ (CDR) 1 枚

② PDF (①の電子データを変換したもの)

③ A3 版白図 1 部 (②の電子データを印刷したもの)

*提出する上記データは 1 枚にまとめて収納する。

1.7.6

ぶら下がり図の修正と提出

(追加) (JICA 保管図面)

JICA 所有建物のぶら下がり図 (設備配管・機器等透視図) を常に最新化することを目的に、工事請負者は当該工事によって変更となった図面の該当箇所を修正して、工事完了時に提出する。

i 修正する電子データ (Power point) は JICA が貸与する。

ii 修正後、下記として提出する。

① 修正した電子データ

② A3 版白図 1 部 (①の電子データを印刷したもの)

1.7.7

設備機器一覧表の修正と提出

(追加) (JICA 保管書類)

JICA 建物の設備機器一覧表を常に最新化することを目的に、工事請負者は、当該工事によって変更となった設備機器一覧表を修正して、工事完了時に提出する。

i 修正する電子データ (EXCEL) は JICA が貸与する。

ii 修正後、下記として提出する。

① 修正した電子データ

② A3 版白図 1 部 (①の電子データを印刷したもの)

1.7.8

工事概要シート
の提出

工事請負者は、当該工事の内容を様式シートに記入して工事完了時に電子データ及びA4版で印刷して提出する。

i 電子データ（EXCEL）はJICAが貸与する。

ii 下記を提出する。

① 電子データ

② A4版白図 1部（①の電子データを印刷したもの）

2章 仮設工事

2節 縄張り、遣方、足場等

2.2.1

敷地の状況確認
及び縄張り

(追記)

(3) 構内を掘削する工程がある場合は、設備配管等の切断・破断防止を目的に工事の着手に先立ち、敷地の現況について本設計図と照合のうえ、細部調査を行い、(埋設管等も含む) その記録を速やかに提出する。

2.2.4

足場等

(追記)

(5) 高所作業用の外部足場を設置する際は、建物入居者等の通行範囲に、落下・飛散防止措置を行い、作業員等の外部足場からの墜落・転落防止措置として防護用メッシュシート等を設置する。

また、第三者の足場内侵入防止措置として、足場下部に金網式養生柵又は鋼製仮囲い等を設置する。

4節 仮設物撤去等

2.4.1

仮設物撤去
当

(追記)

(3) 本工事で仮設配管等を設置した場合は、工期内に撤去し、撤去状況について工事担当職員の確認を得ること。

24章 安全管理（本章全文追加）

1節 安全管理

24.1

安全管理に関する確認

工事請負者が実施する安全管理に関し、主な確認内容を以下に示す。
実施工事で該当する工事工程がある場合、発注者及び請負者で確認する。

1. 請負者安全活動の確認

(1) 安全防災組織・緊急連絡表の掲示（目視、書類にて確認）

- ・最新の組織図になっているか。
- ・見やすい大きさと適切な場所に掲示されているか。

(2) KY活動、新規入場者教育の記録（書類にて確認）

- ・形骸化していないか。JICA拠点等の特殊性を理解しているか。

(3) 作業日報、建物出入管理状況（書類にて確認）

- ・具体的な報告になっているか。
- ・建物管理者の意向を汲んだ管理をしているか。
- ・許可されていない人が出入りしていないか。

(4) 作業員健康管理（書類にて確認）

(5) 必要に応じた安全組織等による指導・安全パトロール実施状況（書類にて確認）

- ・適宜実施されているか。

2. 人身事故（転落・感電等）防止状況の確認

(1) 外部足場・内部足場・脚立等の設置状況（目視 or 写真にて確認）

- ・仕様・工法が守られているか。
- ・仮設計画書との整合が取れているか。

(2) 不安全箇所（シャフト・階段・屋上手摺・開口等）の把握と対処状況（目視 or 写真にて確認）

- ・シャフト・階段・屋上手摺・開口等の不安全箇所を把握し適切な処置を取っているか。

(3) 電動工具アース、漏電ブレーカ等（目視 or 写真にて確認）

- ・適切に管理を行っているか。

(4) 感電危険箇所（目視 or 写真にて確認）

- ・養生方法は適切か。
- ・適正保護具を使用しているか。
- ・無電圧の確認後作業をしているか。
- ・仮設計画書との整合が取れているか。

(5) 仮設電線の設置状況（目視 or 写真にて確認）

- ・作業に必要な電源が確保されているか。
- ・床転がし配線はないか。
- ・やむを得ない場合は適切に保護されているか。
- ・仮設計画書との整合が取れているか。

(6) 保護具の適正使用（目視 or 写真にて確認）

- ・安全帯、安全靴、作業用手袋、保護帽等が作業内容に応じて適正に使用されているか。

3. 漏水事故防止状況の確認

(1) 気密試験・水圧試験・通水試験の実施状況（目視 or 写真、書類にて確認）

- ・管類毎の適正圧力により試験しているか。
- ・記録は整備されているか。

(2) 勾配の確認（目視 or 写真にて確認）

- ・適正な勾配が取れているか。

(3) プラグ止め箇所の把握（目視 or 写真、書類にて確認）

- ・確実なプラグ止めがなされているか。
- ・記録は整備されているか。

4. 火災事故防止状況の確認

(1) 危険物の保管（目視 or 写真にて確認）

- ・管理方法・表示方法は適切か。
- ・消火器が設置されているか。

(2) 火気使用（目視 or 写真にて確認）

- ・養生には不燃材料が使用されているか。
- ・作業後の確認をしているか。
- ・消火器が設置されているか。

(3) 喫煙場所（目視 or 写真にて確認）

- ・消火器が設置されているか。
- ・点検簿の内容は的確か。

2 節 仮設計画書

24. 2

仮設計画書の
確認・承認

工事の安全管理と適正な仮設計画は密接な関係にあり、より良い仮設計画は工事の安全対策に直結する。

工事全体で計画される仮設と、部分的に計画しなければならない仮設とがある。いづれの場合も建築・設備相互間の十分な調整がなされ、事故防止に対する配慮や工事進捗上、無駄や支障がないようにしなければならない。工事請負者は仮設計画書を提

出し、自らの責任において実施する。

3節 仮設計画のチェックポイント

24.3

仮設計画の チェックポイント

1. 仮設計画における主な計画項目

全工事期間中の仮設計画は、仮設物の配置、搬入路、資材置場等の計画、機械設備、給排水等の配置、その他作業進行順序等を配置図に記入し、必要に応じて立面図及び説明書も添付して提出する。

なお、提出の有無は、工事内容・規模等により異なるため、工事担当職員の指示による。

主なチェックポイントは以下のとおり。

- ①工事用現場事務所・作業員休憩所等に関する計画
- ②資材置場及び製品・材料加工場に関する計画
- ③揚重・掘削等の架設工事機器に関する計画
- ④作業用足場に関する計画
- ⑤工事中の事故防止に関する計画
- ⑥仮設設備に関する計画
- ⑦工事用電力・給排水の確保に関する計画

2. 仮設計画の主な留意点

主なチェックポイントは以下のとおり。

- ①現場事務所、資材置場等の設置時期・規模・配置が適切か。
- ②本工事用地下埋設物、構築物との関連が考慮されているか、支障はないか。
- ③周辺道路状況を含め、人の出入り、資材運搬経路が適切に検討されているか。
- ④外部足場・揚重設備等が、外部工事の施工時期に支障とならないか。
- ⑤揚重用仮設機械による搬入が建築だけでなく、設備機器の搬入にも考慮されているか。
- ⑥仮設用電力・給排水等の本設への切替え時期・方法が検討されているか。
- ⑦各階の荷揚げ用開口部の位置が、配管の主管、あるいは電気幹線の経路にあたっていないか。
- ⑧足場計画は、建築仕上げ工事及び設備工事の作業手順と経済性が考慮されているか。

4節 工事中の安全対策・防火対策

24.4.1 安全対策

工事請負者が実施する安全管理に関し、主な確認内容を以下に示す。
当該工事に該当する内容がある場合は入念なチェックを行う。

1. 次の作業を行う場合は、複数の作業員を配置すると共に作業終了時の巡回点検を行う。
 - ①シャフト内、天井内、屋上等の人目につき難い場所での作業
 - ②高所作業や停電作業等の危険作業
2. 安全帯は適切に使用する。
 - ①改造安全帯の使用禁止
安全帯は、労働安全衛生法第42条の規定に基づく「安全帯の規格」（平成14年2月25日）を満たしたものでなければ使用しないこと。
 - ②全帯の点検と廃棄
安全帯のベルト、ロープ、金具類について点検し、廃棄基準に該当するものがあれば廃棄して新しいものと取り替えるか、部品を交換すること。

24.4.2 防火対策

工事請負者が実施する防火対策に関し、主な確認内容を以下に示す。
当該工事に該当する内容がある場合は入念なチェックを行う。

1. 溶接等の熔融金属の飛散に注意し、不燃板等による養生又は遮蔽を完全に行う。
2. 火気のある場所での溶剤タイプの接着剤又は塗料等の使用を禁止すると共に、それらを使用している場所又は付近での火気を使用する作業及び火花が発生する作業を禁止する。
3. 工事作業の防火措置のため、工事エリア内に転倒防止措置を施したABC粉末消火器（10型程度）を設置する。設置本数は階ごと及び200㎡ごとに1本を原則とする。
4. 工事作業者の喫煙場所を指定し、他の場所における喫煙を全面禁止する。

24.4.3 工事中の避難 措置

工事に伴う代替え避難及び自動火災報知設備の設置については、工事期間中は仮設による対応となるため、その対策・方法等を双方で確認する。

1. 工事に伴い避難ルートを一時的に変更しなければならない場合、代替え避難設備（避難階段、仮出入口、誘導灯、誘導標識等）を設置する。
2. 工事に伴い自動火災報知設備（火災感知器用配線・火災感知器）が撤去される場合、既存設備を利用した仮設配線・感知器を設置し、火災監視機能を確保する。